

えせ同和行為を  
排除しましょう

## ▼えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一举に覆す許されない行為です。

## ▼同和問題とは

日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるという、日本固有の重大な人権問題です。

## ▼えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始

毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることになります。

本市を含む県東部で構成する埼玉葛都市市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。その一環として、年度初めの4月を埼玉葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

## 市民農園利用者募集

貸付期間 5月1日(火)～平成25年3月31日(日)

ところ 大字幸手2814-11

募集区画 8区画(1区画30m<sup>2</sup>)

※1人1区画のみ。(申込み順)

使用料 1区画年間7000円

※年度の途中での契約の場合は、

月割計算した金額となります。

申込み 4月20日(金)午後5時

までに、産業振興課窓口へ

問合せ 産業振興課 内線535

## 道路河川課から

## ▼道路に穴があいていたら

市道の破損は、車両事故や歩行者が怪我をしてしまう可能性があります。市でも発見と

補修に努めていますが、つぎのような場所がありましたら、ご連絡をお願いします。

・道路に穴や陥没がある  
・側溝の蓋が壊れている  
・ガードレールが壊れている

※現地の住所と目標物などを確認の上、ご連絡ください。

## ▼道路・水路のサポーターを募集

自主的に、道路や水路の美化活動を行っていただけるボランティア団体などを募集しています。

・概ね10人以上の団体  
・活動範囲は団体などが希望する区間(50m以上)

・活動日数は、年2回以上

※市では、軍手などの消耗品の支給や貸与、保険の加入、活動内容を示す看板の設置(希望による)などを行ないます。

問合せ 道路河川課 内線55

4・555

## 図書館休館のお知らせ

4月10日(火)から14日(土)まで(9日は通常休館)、春の特別整理期間のため休館となります。期間中の貸出しはできませんのでご了承ください。

問合せ 図書館☎(42)0169・

FAX(44)0536

## 交通事故相談窓口一本化

4月から交通事故相談窓口を、県庁第2庁舎の交通事故相談所

に一本化します。

受付 月曜～金曜日午前9時～

正午、午後1時～4時30分

相談電話 048(822)65

58,048(830)2963

問合せ 埼玉県交通安全課☎0

48(830)2958

## 不動産無料相談室

不動産取引についての困りごと、分からないことなど。

とき 5月1日(火)午後1時～

4時

ところ 市役所第2庁舎2階第

2会議室

※建築指導課(内線572)でも

お問い合わせをお受けします。

問合せ (社)埼玉県宅地建物取

引業協会埼玉支部☎(31)11

57

## 建築無料相談室

建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など。

とき 5月1日(火)午後1時～

4時

ところ 市役所第2庁舎2階第

2会議室

※建築指導課(内線572)でも

お問い合わせをお受けします。

問合せ 建設埼玉埼玉幸手支部

☎(48)0275、埼玉土建久

喜幸手支部☎(59)3812、

(社)埼玉建築士会杉戸支部・

幸手部会☎(48)0875

守り伝えよう！  
みんなの文化財

順礼供養塔



順礼の碑

桜堤  
ふたつの  
順礼供養塔

今年も桜の季節の到来です。幸手の桜といえば、もちろん権現堂の桜堤ですが、実は文化財の宝庫であることは、意外に知られていません。

平成23年3月発行の『文化遺産だより8号』に詳しく掲載したところですが、今回は堤の歴史を物語るふたつの順礼供養塔について紹介します。

ひとつめは、昭和8年(1933)に当時の幸手商工会が建てた「順礼供養塔」です。この供養塔は、江戸時代の享和2年(1802)の大水で人柱となつて権

# 市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)  
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

## 住宅リフォーム 費用の一部補助

市内業者に発注するリフォーム工事および設計に係る経費の一部を補助します。  
今年度は、前期・後期の2回に分けて実施します。

申込資格 つぎの要件にすべて該当する人

- ①市内の住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住していること
- ②申込日現在で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納していないこと
- ③市のほかの助成制度による補助対象工事以外であること
- ④対象住宅が過去に、この資金補助を受けていないこと

補助金額 10万円を上限とし、工事および設計費の5%に相当する額(千円未満切捨て)

補助対象 工事および設計費が20万円以上(税別)で、平成24年4月1日以降に着工・着手し、平成25年2月28日までに完了する工事および設計

対象工事 改築工事、増築工事、修繕・模様替え、設備工事、公共下水道への接続工事

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。

(17) ※工事・設計が既に完了している

■人口・世帯(3月1日現在)／人口5万4300(777)人・前月比12減 男2万7235(342)人・前月比10減 女2万7065(435)人・前月比2減

世帯数2万1662(482)世帯・前月比17増 ※( )内は外国人登録数。

ものは対象になりません。

申込み 前期／4月10日(火)から・後期／9月4日(火)から見積書と市税の完納証明書、税務課で発行するものを持参し、建築指導課へ  
問合せ 建築指導課 内線572

## 木造住宅耐震補助

昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し、建築した木造一戸建ての住宅などを対象に、耐震診断や耐震改修工事を行う場合の補助制度です。

▼耐震診断

- ・木造一戸建ての住宅、または併用住宅で地上2階建て以下のものを対象
- ・申請者は、建築物の所有者または申請について所有者の承諾を受けているこの建築物に居住している人
- ・市内の建築士事務所に所属する建築士が行う耐震診断

▼耐震改修工事

- ・この補助制度による耐震診断を実施し、その結果補強工事が必要であることから行う耐震改修工事
- ・申請者は、建築物の所有者または申請について所有者の承諾を受けているこの建築物に居住している人
- ・市内に事務所を置く建設業者が行う工事

・両補助制度共に業務を依頼する前に見積書を添付して申請書を出し  
詳しくは、市ホームページまたはお問い合わせください。  
問合せ 建築指導課 内線572

## みどりの埼玉づくり 県民提案事業募集

NPO・地域団体などによる公園・学校への植栽活動、里山再生事業、自然観察会など「みどりの保全や創出」に取り組む事業提案に対して、審査の上、補助金を交付し支援します。

対象事業

- ①緑の保全と創出を推進する事業  
補助額 上限150万円(50万円までは全額、50万円を越える場合は1/2を補助)
- ②みどりの活動を始めようとする団体が行う事業(きっかけ支援)

補助額 上限10万円(全額)

③自治会や商店街などが取り組む比較的大規模で面的な緑化事業  
補助額 上限500万円(300万円までは全額、300万円を越える場合は1/2を補助)

申込み 5月15日(火・必着)までに所定の申込書に必要事項を記入し、埼玉県環境部みどり再生課(〒330-0930さいたま市浦和区高砂3-15-1)に提出

## 行政書士無料相談会

申込み・問合せ 埼玉県環境部みどり再生課(総務・総合調整・基金担当) ☎048(830)3190  
とき 4月17日(火)午後1時30分～4時  
ところ 市役所第2庁舎2階第3会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、開発許可、交通事故示談、外国人に関する手続き、申請代理業務など  
問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部 ☎048(737)5615

## れんげそう作業所

▼フリーマーケット出店募集  
とき 5月27日(日)午前11時～午後2時  
※雨天時は6月3日(日)。

ところ 倉松公園遊歩道(杉戸第二小学校裏)予定

申込み 4月16日(月)かられんげそう作業所へ

※受付は月曜・金曜日、午前9時～午後5時。

※公道使用のため、業者の出店はお断りします。

問合せ れんげそう作業所 ☎(34)9451

現堂堤の危機を救ったといわれている順礼親子と、明治32年(1899)の順礼樋管決壊による水防活動中の殉職者の供養のため建てられました。

ふたつめが、昭和11年に権現堂川用水路普通水利組合が建てた「順礼の碑」です。こちらは、その美術的な価値が評価され市の指定文化財となっています。

石の姿は、自然の造形美が活かされ、鏡のように磨かれた円形の面には、あどけなさを残した少女と優しげな母という、二人の順礼親子の姿が刻まれています。

この順礼親子を描いたのは、結城素明という明治生まれの画家です。東京美術学校(東京芸術大学の前身)に学び、後に教授として活躍し、多くの作品を残しています。有名な日本画家の東山魁夷もその薫陶を受けています。

満開の桜の下、今年は桜堤でちよつと芸術鑑賞というのもいいですね。

問合せ 生涯学習課 内線6444 ☎(42)5803